

社会福祉法人 相幸福社会
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
【ショートステイ なごみ】
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人相幸福社会が開設する指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ なごみ
- 二 所在地 富山県 富山市 飯野 1-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- 二 従業者

嘱 託 医 1名

入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

生活相談員 1名（常勤兼務）

生活相談員の職務は、入退所における面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関するものとする。

- | | |
|------|--|
| 看護職員 | 1名以上（常勤兼務） 看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理とする。 |
| 介護職員 | 3名以上 介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。 |
| 栄養士 | 1名（常勤兼務） 入居者の病状、心身の状況等を把握し、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、入居者への栄養指導等を行う。 |

（利用定員）

第5条

利用定員は、1ユニット 10名とする。

（短期入所生活介護の内容）

第6条

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている負担割合で算出した額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 滞在に要する費用は、2,270円／日（介護保険負担限度額認定者は認定証による）
 - 二 食事（おやつ代含む）の提供に要する費用は、朝食440円・昼食800円・夕食750円とする。（介護保険負担限度額認定者は認定証による）
 - 三 理美容代
 - 四 その他指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、

その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費の支払いを受けるものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条

通常を送迎の実施地域は、旧富山市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条

利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 利用者は共同生活居住の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 三 非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条

従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条

従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動に制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条

従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、消防計画及び非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、非常災害に備え、**消防訓練は年2回以上、風水害・地震等の避難及び救出訓練を年1回以上行う。**

(苦情処理)

第13条

提供した居宅サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第14条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人相幸福社会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年8月1日から施行する。

この規程は、令和 6年1月1日から施行する。